

資料編

1 策定の経過

年月日	会議名等	内容
平成 29 年 5 月 17 日 ～6 月 15 日	地域福祉計画・地域福祉活動計画に係る 町民アンケート調査の実施	・町内在住の 18 歳以上の町民 (1,998 件配布、うち回収 670 件)
平成 29 年 8 月 2 日	地区別 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定に向けた地域福祉座談会 (1・2・3・5・26・27・28 区)	・ワークショップ
	地区別 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定に向けた地域福祉座談会 (20・21・22・23・24・25・30 区)	・ワークショップ
平成 29 年 8 月 3 日	地区別 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定に向けた地域福祉座談会 (13・14・15・16・17・18・19 区)	・ワークショップ
	地区別 地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定に向けた地域福祉座談会 (4・6・7・8・9・10・11・12・29 区)	・ワークショップ
平成 29 年 8 月 25 日 ～9 月 11 日	地域福祉関係団体アンケート調査の実施	・町内の福祉関係事業所や団体 (42 件配布、うち回収 34 件)
平成 29 年 8 月 31 日	第 1 回大泉町地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定懇談会 第 1 回大泉町地域福祉計画策定委員会	・計画の概要について ・アンケート調査結果について
平成 29 年 9 月 12 日 ～9 月 15 日	第 2 回大泉町地域福祉計画策定委員会 (電子会議)	・事業実績状況調査について ・町民アンケート調査について ・計画の骨子案について
平成 29 年 9 月 13 日	第 1 回大泉町地域福祉活動計画策定委員会	・地域福祉活動計画の概要及び 第 1 回地域福祉活動計画策定 懇談会報告について ・第 1 次地域福祉活動計画進捗 状況及び第 2 次地域福祉活動 計画骨子案について
平成 29 年 9 月 22 日	第 2 回大泉町地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定懇談会	・事業実績状況調査について ・町民アンケート調査について ・計画の骨子案について
平成 29 年 10 月 2 日	第 3 回大泉町地域福祉計画策定委員会	・基本理念(案)及び基本目標 (案)について ・計画の素案について
平成 29 年 10 月 4 日	第 2 回大泉町地域福祉活動計画策定委員会	・第 2 回策定懇談会報告につい て ・施策の内容(案)について
平成 29 年 10 月 6 日	第 3 回大泉町地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定懇談会	・基本理念(案)及び基本目標 (案)について ・計画の素案について

年月日	会議名等	内容
平成 29 年 10 月 11 日	第 3 回大泉町地域福祉活動計画策定委員会	・ 第 3 回策定懇談会報告及び地域福祉活動計画（案）について
平成 29 年 10 月 13 日	第 4 回大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇談会 第 4 回大泉町地域福祉計画策定委員会	・ 計画素案について
平成 29 年 11 月 24 日 ～12 月 25 日	パブリックコメントの実施	
平成 30 年 1 月 25 日	第 5 回大泉町地域福祉計画策定委員会	・ パブリックコメント結果報告について ・ 実施計画について
平成 30 年 1 月 25 日	第 4 回大泉町地域福祉活動計画策定委員会	・ パブリックコメント結果報告について ・ 大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画（案）について
平成 30 年 1 月 29 日	第 5 回大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇談会	・ パブリックコメント結果報告について ・ 実施計画について
平成 30 年 3 月	策定	

2 大泉町地域福祉計画策定懇談会等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大泉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(策定懇談会)

第2条 計画に広く町民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、大泉町地域福祉計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を置く。

2 策定懇談会は、次に掲げる委員17人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自治会を代表する者

(3) 自主防災組織を代表する者

(4) 福祉関係団体を代表する者

(5) 一般社団法人館林市邑楽郡医師会を代表する者

(6) 社会教育関係団体を代表する者

3 策定懇談会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によって選出する。

4 会長は、策定懇談会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 策定懇談会の会議は、必要の都度、会長が招集し、その座長となる。

7 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 計画を策定するため、大泉町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、町長が任命をする。

3 策定委員会に委員長を置き、社会福祉部長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度、委員長が招集し、その座長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 策定懇談会及び策定委員会の庶務は、社会福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表（第3条関係）

社会福祉部長、安全安心課長、企画課長、国際協働課長、福祉課長、子育て支援課長、高齢福祉課長、国保介護課長、健康づくり課長、土木課長及び生涯学習課長

3 大泉町地域福祉活動計画策定懇談会等設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が大泉町地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するに当たり、その事務を適正かつ円滑に行うため、必要な組織を設置することを目的とする。

(策定懇談会)

第2条 計画に広く町民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、大泉町地域福祉活動計画策定懇談会(以下「策定懇談会」という。)を置く。

2 策定懇談会は、次に掲げる委員17人以内をもって組織し、本会会長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 自治会を代表する者

(3) 自主防災組織を代表する者

(4) 福祉関係団体を代表する者

(5) 一般社団法人館林市邑楽郡医師会を代表する者

(6) 社会教育関係団体を代表する者

3 策定懇談会に会長及び副会長を各1人を置き、委員の互選によって選出する。

4 会長は、策定懇談会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 策定懇談会の会議は、必要の都度、会長が招集し、その座長となる。

7 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会の会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(策定委員会)

第3条 計画を策定するため、大泉町地域福祉活動計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 策定委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、本会会長が委嘱又は任命する。

3 策定委員会に委員長を置き、本会事務局長をもって充てる。

4 策定委員会は、必要の都度、委員長が召集し、その座長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 策定懇談会及び策定委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公告の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときにその効力を失う。

別表（第3条関係）

事務局長、事務局職員（事務局次長、ボランティアコーディネーター、福祉活動専門員）、地域包括支援センター職員（係長、保健師）、居宅介護支援事業介護支援専門員、地域活動支援センター施設長、老人福祉センター相談支援員、福祉課長、社会福祉係長及び群馬県社会福祉協議会域福祉課長
--

4 大泉町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定懇談会委員名簿

No	氏名	選出基準	選出団体・役職等	備考
1	川村 匡由	学識経験を有する者	武蔵野大学名誉教授	会長
2	齋藤 ソノ子		大泉保育福祉専門学校 学校長	副会長
3	関 克守	自治会を代表する者	区長会 幹事長	
4	岩崎 正男	防災組織を代表する者	自主防災組織 会長	
5	書川 優子	福祉関係団体の代表者	社会福祉協議会 理事	
6	坂本 勝三		民生委員児童委員協議会 会長	
7	新井 章信		ボランティア協議会 会長	
8	青木 汪		地区社会福祉協議会長連絡協議会 会長	
9	井口 里伊子		心身障害児者療育父母の会 会長	
10	小川 豊彦		老人クラブ連絡協議会 会長	
11	亀井 加代		母子たんぽぽ会 会長	
12	小沼 唯二		坂田保育園 園長	
13	穂積 茂		同仁会 大泉園 施設長	
14	関 信子		NPO 法人 いちご 理事長	
15	松本 恵理子	館林市邑楽郡医師会の代表者	館林市邑楽郡医師会 副会長	
16	三澤 淳一	社会教育関係団体の代表者	地域公民館連絡協議会 事務局次長	
17	高城 利恭		子ども会育成連絡協議会 会長	

※敬称略

5 大泉町地域福祉計画策定委員会委員名簿

No	氏名	役職	備考
1	岩瀬 一	社会福祉部長	委員長
2	笠松 弘美	安全安心課長	
3	宮永 和枝	企画課長	
4	岩瀬 光裕	国際協働課長	
5	金井 隆浩	福祉課長	
6	宮永 健一	子育て支援課長	
7	長谷川 則雄	高齢福祉課長	
8	長谷川 久仁子	国保介護課長	
9	岩瀬 良子	健康づくり課長	
10	坂本 藤夫	土木課長	
11	大澤 慎哉	生涯学習課長	

6

大泉町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No	氏名	役職等	備考
1	細田 順一	事務局長	委員長
2	富岡 信行	事務局次長	
3	横倉 美恵	ボランティアコーディネーター	
4	岩田 浩之	福祉活動専門員	
5	塚越 光作	福祉活動専門員	
6	荻原 千晶	地域包括支援センター係長	
7	宮崎 喜代	保健師	
8	臼田 敦子	介護支援専門員	
9	須藤 充浩	地域活動支援センター兼心身障害者等デイサービスセンター施設長	
10	松 邑 亮	老人福祉センター相談支援員	
11	金井 隆浩	福祉課長	
12	並木 守	社会福祉係長	
13	中越 信一	県社協地域福祉課長	

大泉町民憲章

大泉町は、洋々として流れる大利根川と、こんこんとして湧きでる泉のほとりに生々発展し、とくに、近代産業の振興にともない、県下有数の工業都市となった。

この町の住民であることに、自覚と責任をもつわたくしたちは、大泉町発足 20 年にあたり、住みよい町づくりのために、町民憲章を定める。

- 1 いつも笑顔であいさつをかわしあい、誇りをもって仕事に精をだす町民になりましょう。
- 2 すすんでスポーツに親しみ、健康なからだと健全な心をつくりましょう。
- 3 自然を愛し、きれいな空と水と、みどりにつつまれた美しい町にしましょう。
- 4 郷土の歴史と伝統を愛し、文化の香り高い町にしましょう。
- 5 たがいに理解と信頼をもって、みんなの幸せのために、助けあいましょう。

人権尊重と福祉の町宣言

人は、みな個人として尊重されなければならない。

幸福追求の権利は、何人に対しても自由にして平等に与えられた基本的人権である。

わたくしたち大泉町民は、相互の理解と協力によりすべての者が、人権を尊重され人間らしく健康で文化的な生きがいのある生活ができるよう次の事項を指針として、真に自由にして平等な明るい町づくりを進めることを誓い、ここに「人権尊重と福祉の町」を宣言する。

- 1 人権を尊重し、支えあう力と心のぬくもりで、みんなにやさしい町にしよう。
- 2 高齢者をうやまい、健康で生きがいのある生活に手をかそう。
- 3 障害者の人格を尊重し、持てる力を発揮できるように支援しよう。
- 4 病弱者にやさしく接し、心の友となろう。
- 5 子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。